

確認検査業務規程

令和 3年 6月 1日

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、ハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。

イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）

ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

ニ 昇降機の製造、供給及び流通業

- (8) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 ハウスプラスの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。
- (14) 建築主等 建築主、設置者及び築造主をいう。
- (15) 建築物等 建築物、建築設備及び工作物をいう。
- (16) 構造適判 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (17) 他の業務 確認検査、構造適判、住宅性能評価、適合証明、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく建築物の調査等に関する業務以外

の業務をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務実施の基本方針)

第3条 ハウスプラスは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 代表取締役社長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 代表取締役社長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）又は規程を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

2 前項の確認検査業務管理規則又は規程には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 苦情等事務処理
- (3) 内部監査
- (4) 不適格案件管理
- (5) 再発防止措置
- (6) 秘密の保持

3 代表取締役社長は、ハウスプラスが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認担当取締役を任命する。

4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は代表取締役社長とし、確認担当取締役が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 代表取締役社長は、ハウスプラスの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、ハウスプラス及びハウスプラスの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 代表取締役社長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。
 - 3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
 - 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
 - 5 確認担当取締役は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の手順)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、代表取締役社長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認審査の業務を実施させる。
- 2 実施要領には、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
 - 3 代表取締役社長は、実施要領を最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

- 第7条の2 確認担当取締役は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

- 第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。
- (1) 前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
 - (2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を事務所の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 代表取締役社長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

第8条の4 ハウスプラスに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認担当取締役をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名以上を置く。

(記録管理簿の調製)

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

(確認検査員の選任)

第9条 代表取締役社長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を25名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、代表取締役社長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請

件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第10条 代表取締役社長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員の配置）

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて25名以上（本店に1名以上、各支店に1名以上）配置する。

- 2 確認検査員が休暇を取る場合及び繁忙その他の事情により、当該確認検査員が所属する本店または支店が確認検査の業務を遂行することができないときは、本店、又は他の支店の確認検査員が当該確認検査員に代わり確認検査の業務を行うものとする。
- 3 代表取締役社長は、第9条第3項に規定に基づく処置を行った場合には、本店及び各支店がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

（確認検査員等の身分証の携帯）

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証は、確認検査員については附属文書別記第23号様式による確認検査員身分証明書、補助員においてはハウスの社員証とする。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

（確認検査業務を行う時間及び休日）

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日並びに土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にハウスプラスと建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地、その業務区域及び指定の区分)

第14条 確認検査の業務の事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本店の所在地は、広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番32号とする。
- (2) 山陰支店の所在地は、島根県松江市袖師町2番38号とする。
- (3) 山陰支店出雲出張所の所在地は、島根県出雲市駅南町三丁目13番4号とする。
- (4) 岡山支店の所在地は、岡山県岡山市北区厚生町三丁目1番15号とする。
- (5) 山口支店の所在地は、山口県山口市小郡下郷3151番地1とする。
- (6) 米子支店の所在地は、鳥取県米子市加茂町二丁目204番地とする。
- (7) 周南支店の所在地は、山口県周南市岐山通二丁目16番地とする。
- (8) 広島北支店の所在地は、広島県広島市安佐南区西原六丁目9-40-7とする。
- (9) 広島支店の所在地は、広島県広島市中区国泰寺町一丁目3番32号とする。

2 確認検査業務の業務区域は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県とする。

3 各事務所の業務区域は、次のとおりとする。

- (1) 本店は、前項に定める区域とする。
- (2) 山陰支店は、主として島根県とする。
- (3) 山陰支店出雲出張所は、主として出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡、邑智郡、大田市、江津市、浜田市、益田市及び鹿足郡とする。
- (4) 岡山支店は、主として岡山県とする。
- (5) 山口支店は、主として萩市、山口市、防府市、宇部市、阿武郡、下関市、長門市、美祢市及び山陽小野田市とする。
- (6) 米子支店は、主として鳥取県とする。
- (7) 周南支店は、主として周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市、熊毛郡及び周防大島町とする。
- (8) 広島北支店は、主として広島市安佐南区、広島市安佐北区、安芸太田町及び北広島町とする。
- (9) 広島支店は、主として広島県とする。

4 確認検査の業務に係る指定の区分は、指定機関省令第15条各号とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、法第6条の2に規定する建築物等に係る確認、同第7条の4及び第7条の2に規定する検査、並びに法第7条の6に規定する仮使用の認定とする。

2 前項の規定にかかわらず、ハウспラスは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

- (1) 代表取締役社長又は確認担当取締役
- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) ハウспラス又はハウспラスの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

- (7) ハウスプラスの役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）
- 3 ハウスプラスは、法77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。
- (1) ハウスプラスの代表取締役社長又は確認担当取締役が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）
 - (2) ハウスプラスの代表取締役社長又は確認担当取締役の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）
 - (3) ハウスプラスの代表取締役社長若しくは確認担当取締役又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）がハウスプラスに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）の親族がハウスプラスの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (6) 指定構造計算適合性判定機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がハウスプラスの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - (7) ハウスプラスが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (8) ハウスプラスの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - (9) ハウスプラスが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - (10) ハウスプラスの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関
- 4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認担当取締役が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第16条 ハウスプラスは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）で定め、提示する。

第2節 確認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第1条の3、施行規則第2条の2又は施行規則第3条（これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで、又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規

定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

- (1) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）
 - イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書2通
 - ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書2通
 - ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書2通
 - (2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 2通
 - (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等1通
 - (4) ハウスプラスが確認審査において必要があるとした図書及び書類等
- 2 ハウスプラスは、第1項の申請があったときは、実施要領に基づき、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった建築物等が第14条に規定される業務区域及び第15条に規定される業務の範囲（以下「指定区分」という。）に合致する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5) 第15条第2項及び第3項の規定に該当するものでないこと。
- 3 ハウスプラスは前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 4 第2項により申請を引き受けた場合には、ハウスプラスは、建築主等に引受承諾書（附属文書別記第8号様式）を交付する。この場合、建築主等とハウスプラスは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 建築主等が、正当な理由なく、第48条に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、ハウスプラスは第2項の引受けを取り消すことができる。
- 6 ハウスプラスは、前5項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、ハウスプラスの請求があるときは、ハウスプラスの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にハウスプラスに提供しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しハウスプラスがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) ハウスプラスは、ハウスプラスの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本及び適合しない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については、ハウスプラスと別途協議できる旨の規定
- (2) ハウスプラスが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間、及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
- (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
- (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

第19条 ハウスプラスは、確認申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員等
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 当該確認検査員等の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員は、指針及び実施要領に基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 ハウスプラスは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

- (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第3条の8（施行規則第3条の10又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
- (2) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 ハウスプラスは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。

- (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
- (2) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。

6 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを

行い、確認を行わない。

(消防長等の同意等)

- 第20条 ハウスプラスは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の同意を求める場合には、附属文書別記第14号様式による消防同意依頼書に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。
- 2 ハウスプラスは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく附属文書別記第15号様式に、施行規則別記第3号様式による建築計画概要書（法第87条の2においては、施行規則別記第8号様式の第二面）を添えて行う。
 - 3 第1項及び第2項の規定によらない場合には、ハウスプラスは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(保健所への通知)

- 第21条 ハウスプラスは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく附属文書別記第16号様式により行う。
- 2 前項の規定によらない場合には、ハウスプラスは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認済証の交付等)

- 第22条 ハウスプラスは、建築主に対し、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証（施行規則別記第15号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては適合しない旨の通知書（施行規則別記第15号の2様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき（第19条第4項、及び第5項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあつては適合するかどうかを決定できない旨の通知書（施行規則別記第15号の3様式）を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。

(確認の申請の取り下げ)

- 第23条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨、及び理由を記載した確認申請取下げ届（附属文書別記第18号様式）をハウスプラスに提出する。
- 2 ハウスプラスは、前項の届出があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

- 第24条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、ハウスプラスに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。
- 2 施行規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合は、直近の中間検査申請書又は完了検査申請書へ

の記載及び変更に係る図書を添えられたものを除き、附属文書別記第9号様式による軽微変更報告書及びその変更に係る図書をハウスマスに提出する。

(建築主等の変更等)

第25条 建築主等は、ハウスマスから確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に申請者を変更する場合は、附属文書別記第20号様式により、工事の完了前に建築主等変更届をハウスマスへ提出する。

2 建築主等は、ハウスマスから確認等を受けた建築物等で、確認申請書を提出する場合に工事監理者を定めていないときは工事の着手までに、工事監理者を変更したときは速やかに、附属文書別記第21号様式による工事監理者届をハウスマスへ提出する。

3 建築主等は、ハウスマスから確認等を受けた建築物等で、確認申請書を提出する場合に工事施工者を定めていないときは工事の着手までに、工事施工者を変更したときは速やかに、附属文書別記第22号様式による工事施工者届をハウスマスへ提出する。

(確認の記録)

第26条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

第27条 建築主等は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えたものを1通提出し、中間検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第33条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書及び当該確認済証の写し
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る最終の確認を行った者がハウスマスである場合においては、建築主等は、第1項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がハウスマスである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 ハウスマスは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった工事中の建築物等がハウスマスの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 ハウスマスは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、ハウスマスは、建築主等に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主等とハウスマスは別に定める業務約款に基づ

き契約を締結したものとする。

- 7 建築主等が、正当な理由なく、第48条に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、ハウスプラスは第4項の引受けを取り消すことができる。
- 8 ハウスプラスは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第28条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、ハウスプラスが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、ハウスプラスの請求があるときは、ハウスプラスの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にハウスプラスに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については、ハウスプラスと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(中間検査の実施)

第29条 ハウスプラスは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日又は検査の引受けを行った日のいずれかの遅い日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（ハウスプラス又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及び実施要領に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第30条 ハウスプラスは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときあつては中間検査合格証（施行規則別記第31号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第30号の2様式）を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第27条

第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(中間検査の申請の取り下げ)

第31条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した検査申請取り下げ届（附属文書別記第19号様式）をハウスマスターに提出する。

2 ハウスマスターは、前項の届出があったときは中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(中間検査の記録)

第32条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第33条 建築主等は、施行規則第4条の規定による完了検査申請書に次に掲げる書類を添えたものを1通提出し、完了検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書及び当該確認済証の写し
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該建築物等の計画に係る最終の確認を行った者がハウスマスターである場合においては、建築主等は、第1項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がハウスマスターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者がハウスマスターであり、建築主から同意する旨の書面が提出された場合においては、ハウスマスターが保有する当該建築物の適合性判定通知書、又はその写し、及び適合性判定を受けた図書を施行規則第4条に規定する図書に代えることができる。
- 5 ハウスマスターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等がハウスマスターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 6 ハウスマスターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、ハウスマスターは、建築主等に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とハウスマスターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、第48条に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、ハウスマスターは第5項の引受けを取り消すことができる。

- 9 ハウスプラスは、前8項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第34条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、ハウスプラスが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、ハウスプラスの請求があるときは、ハウスプラスの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にハウスプラスに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはハウスプラスと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(完了検査の実施)

- 第35条 ハウスプラスは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（ハウスプラス又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わない。
 - 3 確認検査員は、指針及び実施要領に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
 - 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

- 第36条 ハウスプラスは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては検査済証（施行規則別記第24号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては検査済証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第23号の2様式）を、それぞれ交付する。
- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第33条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(完了検査の申請の取り下げ)

第37条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交

付前に完了検査の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した検査申請取下げ届（附属文書別記第19号様式）をハウスマスに提出する。

- 2 ハウスマスは、前項の届出があったときは完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

（完了検査の記録）

第38条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第5節 仮使用認定

（仮使用認定申請）

第39条 建築主等は、施行規則第4条の16第2項の規定による仮使用認定申請書（施行規則別記第34号様式）に次に掲げる書面を添えてハウスマスに2部提出する。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 施行規則第4条の16第1項の表（い）項及び（は）項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成27年国土交通省告示第247号（以下「基準告示」という。）第2に規定する図書及び書類
 - (4) 令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合は、（は）項に掲げる図書に代えて施行規則第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書
 - (5) ハウスマスが仮使用認定において必要があるとした図書及び書類等
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がハウスマスである場合においては、建築主等は、ハウスマスが当該図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
 - 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がハウスマスである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

（仮使用認定申請の引受及び契約）

第40条 ハウスマスは、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等がハウスマスの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 2 ハウスマスは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。
 - 3 第1項により申請を引き受けた場合には、ハウスマスは、建築主等に引受承諾書（附属文書別記第8号様式）を交付する。この場合、建築主等とハウスマスは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
 - 4 建築主等が、正当な理由なく、第48条に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、ハウスマスは第1項の引受けを取り消すことができる。

- 5 ハウスプラスは、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第41条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、ハウスプラスが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、ハウスプラスの請求があるときは、ハウスプラスの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にハウスプラスに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 仮使用認定通知書、又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはハウスプラスと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(仮使用認定の実施)

第42条 ハウスプラスは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（ハウスプラス又は建築主等の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等、又は制限業種に係る業務を行う建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及び実施要領に基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第43条 ハウスプラスは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、附属文書別記第24号様式に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、ハウスプラスは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第44条 ハウスプラスは、建築主等に対し、第42条第1項の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたとときにあっては施行規則別記第35号の3様式による仮使用認定通知書を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあっては基準告示

第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書（附属文書別記第25号様式）を、それぞれ交付する。

- 2 第1項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第39条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）

第45条 ハウスプラスは、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第35号の4様式により行う。

（仮使用認定の申請の取り下げ）

第46条 建築主等は、建築主等の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した認定申請取下げ届（附属文書別記第26号様式）をハウスプラスに提出する。

- 2 ハウスプラスは、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

（仮使用認定の記録）

第47条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定及び収納）

第48条 建築主等は、別に定める確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」）という。）に基づき確認申請、中間検査申請、完了検査申請及び仮使用認定若しくは完了検査に係る追加説明書の審査に係る手数料（以下「確認検査申請手数料等」という。）を、ハウスプラスの指定する銀行等に振り込み等により納入する。ただし、緊急を要する場合、又は、協議を行った場合には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の振り込み等に要する費用は建築主等の負担とする。
- 3 確認検査申請手数料等の増額又は減額を行う場合については、手数料規程で定める。
- 4 確認検査の業務の不履行、確認検査に係る申請の取り下げその他の事由が生じた場合の確認検査申請手数料等の取扱いについては、業務約款で定める。
- 5 ハウスプラスは、確認検査申請手数料等の改定を行う場合は、改定後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査手数料の返還）

第49条 収納した確認検査申請手数料等については、業務約款で定める場合を除き返還しない。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

（苦情等の事務処理）

第50条 ハウスプラスは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から

受けた業務に関する苦情、損害賠償請求に適切に対処する。

- 2 ハウスプラスは、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、損害賠償請求、審査請求及びこれらに対してハウスプラスがとった処置は、遅滞なく記録し、適切に保管する。

(内部監査)

第51条 代表取締役社長は、確認担当取締役以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第3条第2項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について、確認担当取締役に報告するものとする。

(不適合案件の管理)

第52条 ハウスプラスは、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

- 2 ハウスプラスは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等、中国地方整備局長及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 確認担当取締役は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第53条 確認担当取締役は、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。

- 2 確認担当取締役は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
 - (1) 不適合案件の内容確認
 - (2) 不適合案件発生の原因の特定
 - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第54条 次に掲げる申請については、あらかじめハウспラスと協議した上でハウспラスが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第17条第1項の確認の申請
 - (2) 第27条第1項の中間検査の申請
 - (3) 第33条第1項の完了検査の申請
 - (4) 第39条第1項の仮使用の認定の申請
- 2 前項の規定により電子申請が行われた場合において、ハウспラスは、次の事項に限り、あらかじめ建築主等と協議した上でハウспラスが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。
- (1) 第17条第4項及び第40条第3項の引受承諾書の交付
 - (2) 第27条第6項の中間検査引受証及び第33条第7項の完了検査引受証の交付
 - (3) 第22条第1項の適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付
 - (4) 第30条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
 - (5) 第36条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
 - (6) 第44条第1項の適合しないと認める旨の通知書の交付
 - (7) 第22条第2項、第30条第2項、第36条第2項及び第44条第2項における申請書の副本の添付
- 3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第20条第1項の消防長等の同意を求めるときは、ハウспラスは、同項に規定する書類及び図書又はハウспラスが建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷したものを添えて行う。ただし、あらかじめハウспラスと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りではない。
- 4 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、ハウспラスは、第20条第2項の消防長等に対して行う通知を行う場合、又は第43条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第21条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第17条第3項、第27条第5項、第33条第6項及び第40条第2項の規定により引き受けできない場合において、ハウспラスは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 6 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号までの電子申請に対して、それぞれ第23条第1項、第31条第1項、第37条第1項及び第46条第1項の取り下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめハウспラスと協議した上でハウспラスの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、ハウспラスは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第23条第2項、第31条第2項、第37条第2項及び第46条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 7 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第3項、第4項、及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名については、次に掲げる措置により代えることができる。
- (1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置

(2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置

(3) 申請データに氏名又は名称を記録する措置

8 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第2項の電子情報処理組織又は磁気ディスクを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。

9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がハウスプラスの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にハウスプラスに到達したものとみなす。

10 申請に係る電磁的記録がハウスプラスの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、ハウスプラスの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

11 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第55条 ハウスプラスは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第56条 第54条第7項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第1号に規定する電子証明書

(4) 告示第3条第2号の規定に基づきハウスプラスが指定する電子証明書

2 第54条第8項に規定する電子証明書は、告示第5条に規定する電子証明書とする。

3 ハウスプラスは、第1項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。

4 ハウスプラスは、第54条第1項第1号から第4号までにより申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第22条第1項による確認済証、第30条第1項による中間検査合格証、第36条第1項による検査済証及び第44条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第8条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第57条 ハウスプラスは、第54条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第58条 ハウスプラスは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第59条 ハウスプラスは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(秘密の保持)

第60条 ハウスプラスの役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書類の備置及び閲覧)

第61条 ハウスプラスは、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、第14条による各事務所に閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法77条の29の2各号に掲げるものとする。

3 代表取締役社長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他適当な方法により公開する。

(事前相談)

第62条 ハウスプラスに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、ハウスプラスに事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第63条 ハウスプラスは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第64条 ハウスプラスは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。

(2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。

(3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。

(4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを中国地方整備局長に報告すること。なお、紛失があった場合は中国地方整備局長の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

2 前項に定めるもののほか、ハウスプラスは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年11月18日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月16日から施行する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年2月23日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年8月4日から施行する。

附則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

附則

この規程は、平成19年2月13日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月2日から施行する。

附則

この規程は、平成19年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成20年1月18日から施行する。

附則

この規程は、平成20年6月17日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月26日から施行する。

ただし、第13条第1項11号及び同条第3項11号の規定は、平成24年7月23日から施行する。

附則

この規程は、平成24年11月30日から施行する。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月13日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

附属文書

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称	識別番号
第 12 条第 2 項	身分証(確認検査員身分証明書)の様式	別記第 23 号様式
第 17 条第 4 項	引受承諾書様式	別記第 8 号様式
第 20 条第 1 項	消防長等の同意を求めるときの書類様式	別記第 14 号様式
第 20 条第 2 項	消防長等に対して通知を行う場合の通知書様式	別記第 15 号様式
第 21 条第 1 項	保健所長に通知を行う場合の通知書様式	別記第 16 号様式
第 23 条第 1 項	確認の申請の取下げ届様式	別記第 18 号様式
第 24 条第 2 項	軽微変更報告書	別記第 9 号様式
第 25 条第 1 項	建築主等変更届	別記第 20 号様式
第 25 条第 2 項	工事監理者届	別記第 21 号様式
第 25 条第 3 項	工事施工者届	別記第 22 号様式
第 31 条第 1 項	中間検査の申請の取下げ届様式	別記第 19 号様式
第 37 条第 1 項	完了検査の申請の取下げ届様式	別記第 19 号様式
第 40 条第 3 項	引受承諾書様式	別記第 8 号様式
第 43 条第 1 項	消防照会依頼書	別記第 24 号様式
第 44 条第 1 項	適合しないと認める旨の通知書	別記第 25 号様式
第 46 条第 1 項	認定申請取下げ届	別記第 26 号様式